

近畿地方整備局 道 路 部
記 者 発 表

発 表 日 時	平成16年 1月27日 14時
---------	--------------------

件 名	「道路の安全性の確保及び利便性の向上に関する行政評価・監視」結果に対する近畿地方整備局の回答について
-----	--

概 要	近畿地方整備局は、近畿管区行政評価局が昨年8月から11月にかけて実施した、一般国道（指定区間）を中心とした「道路の安全性の確保及び利便性の向上に関する行政評価・監視」の結果に対して、回答しましたのでお知らせします。
-----	---

取 り 扱 い	_____
---------	-------

発 表 場 所	近畿地方整備局 新別館 3階 総務部B会議室
---------	------------------------

問 い 合 わ せ	近畿地方整備局 道路部 道路調査官 平出純一（内線4113） 道路情報管理官 持田 亮（内線4114） 路政課長 小宮山理（内線4151） 道路管理課長 加藤俊昌（内線4411） 交通対策課長 田中 昇（内線4511） TEL：（代表）06-6942-1141
-----------	---

「道路の安全性の確保及び利便性の向上に関する行政評価・監視」
結果に対する近畿地方整備局の回答について

1. 行政評価・監視の結果

近畿地方整備局は、昨年8月から11月にかけて、近畿管区行政評価局から一般国道（指定区間）を中心とした「道路の安全性の確保及び利便性の向上に関する行政評価・監視」に関する調査を受けました。

調査は近畿地方整備局管内のうち、大阪府下で大阪国道事務所が直轄管理する一般国道1号を含む10路線、延長201.6kmが対象となりました。

調査結果は、9路線、468箇所において、道路に関する不備や問題点を指摘され、「維持管理が十分でない箇所の迅速な修繕と巡回対象の重点化の徹底」を通知されました。

2. 通知に対する回答

近畿地方整備局では、通知事項と改善内容を精査したところ、指摘件数468箇所のうち、9路線、371箇所を確認しました。

〔内訳〕 1. 運転者の視点

- (1)車道・道路標識等の維持管理 60箇所
- (2)事故多発地点における安全対策 —

2. 歩行者等の視点

- (1)歩道等の維持管理 186箇所
- (2)不法占用 125箇所

以上のことから、近畿地方整備局は、平成16年1月26日付けで、近畿管区行政評価局に対し、以下のとおり回答しました。

○日常把握している道路異常については、効率的な補修に努める。

○通知事項と改善内容について、別紙のとおり再度調整を行った上での指摘を要請した。

〔要請した事項〕

イ)「施設関係通知事項と改善内容」について

- a) 他の管理者案件、箇所の重複等指摘になじまないものが含まれる。

b) 巡回により把握した道路異常は計画的に、かつ効率よく維持修繕を行うことが適切と考える。

ロ) 「不法占用関係通知事項と改善内容」について

a) 不法占用の撤去指導はイタチゴッコ的状况であり、正確な実態の認識が必要である。

b) 指摘内容に判然としないものが含まれる。

ハ) 今回の改善措置について

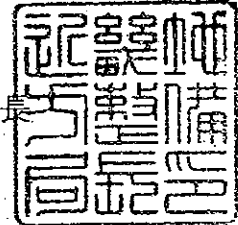
a) ①道路を含めた公物管理全体の中での道路管理（直轄管理）の水準②地方道を含む道路管理全体の中での直轄管理の水準③社会状況等道路管理を取り巻く条件に照らして現実的か否か等について、総合的な観点から判断すべきものとする。



国近整監査第 35 号
平成16年 1月26日

近畿管区行政評価局長 殿

近畿地方整備局長



道路の安全性の確保及び利便性の向上に関する行政評価・監視
—一般国道（指定区間）を中心として—の結果について（回答）
標記について、別紙のとおり回答します。

(別紙)

1 はじめに

貴評価局には、長期間にわたり現地調査を実施する等、当局の道路管理の状況について、詳細に評価していただき、感謝申し上げます。

しかしながら、通知事項につきましては、調査の結果、その内容について、再度調整を行った上、改めてご指摘頂ければと考えております。

2 改善指摘事項について

(1) 施設関係

別紙「分類図－1(道路施設関係)」に整理したとおり、指摘事項には、他の道路管理者の案件や箇所重複等正当でない指摘が含まれています。これらを除き指摘件数の9割強に相当する道路異常を、指摘の以前に日常パトロール等で的確に把握しており、当局の道路巡回業務はきわめて高い水準であると思慮しています。

また、危険が全くないか、又は、低いもの等で補修の必要がないもの、あるいは、危険の度合いを考慮しつつ計画的にかつ効率よく補修を実施することが適切と考えられるものが大半であります。さらには、貴局指摘により新たに知り得た道路異常についても、調査の結果、先に発見していたものと併せ、効率的に維持修繕を行うのが適切であると考えています。

もとより、道路管理業務は道路利用者、沿道住民を始めとする地元の方々と連携し、一体となって進めるべきものと考え実践している次第であります。

また、事故多発地点における安全対策に関しましては、ヒアリング時点でも説明申し上げましたとおり、関係機関との積極的な連携のもと事後効果調査や事故原因分析を行い、より事故減少に繋がる施策を展開するとともに事故危険箇所、安心歩行エリア等の施策の重点展開による効果的な事故減少事業に取り組んでいるところであり、同趣旨の貴意を重ね得られたことについて、意を強くするところであります。

なお、先に申し上げましたとおり、効率的な補修を心がけ、指摘の内容も含めて既に約50件を処理済みであることも併せてご報告します。

(2) 不法占用関係

看板等の不法占用の適正化については、当局として、都市の景観、歩行空間のバリアフリー化、都市の防災対策等の観点から、従前より重要課題の一つとして捉え、その対策に努めてきたところです。しかし、本問題の取り組みには、沿道住民の理解・協力が不可欠であるとともに、地方公共団体、警察、地元自治会等、関係機関へ

の働きかけや連携の強化も必要であります。貴局が今回、指摘された不法占用物件を分類すると、別紙「分類図－2(不法占用関係)」のとおりであり、これにはそれぞれの実態に則した対策を講じていくことが肝要であります。現に当局においては、事象に応じて、その是正に向けて撤去指導に努めているところですが、現状としましては、年間千数百件の要望・苦情(大阪国道事務所管内)が寄せられている中で、イタチゴッコ的状况にあり、その対応に苦慮していることをご理解いただきたいと思います。

なお、本不法占用問題につきましては、今後とも、従前以上に、適正化に向け、取り組んでいきたいと考えております。

おって、不法占用対策の要は、まず、その正確な実態を把握することから始まり、そのため多年の努力を必要としているところであります。貴局が、今般指摘された具体の200件について、どのように、その不法占用の実態の把握に努められたのか不明とするところであります。

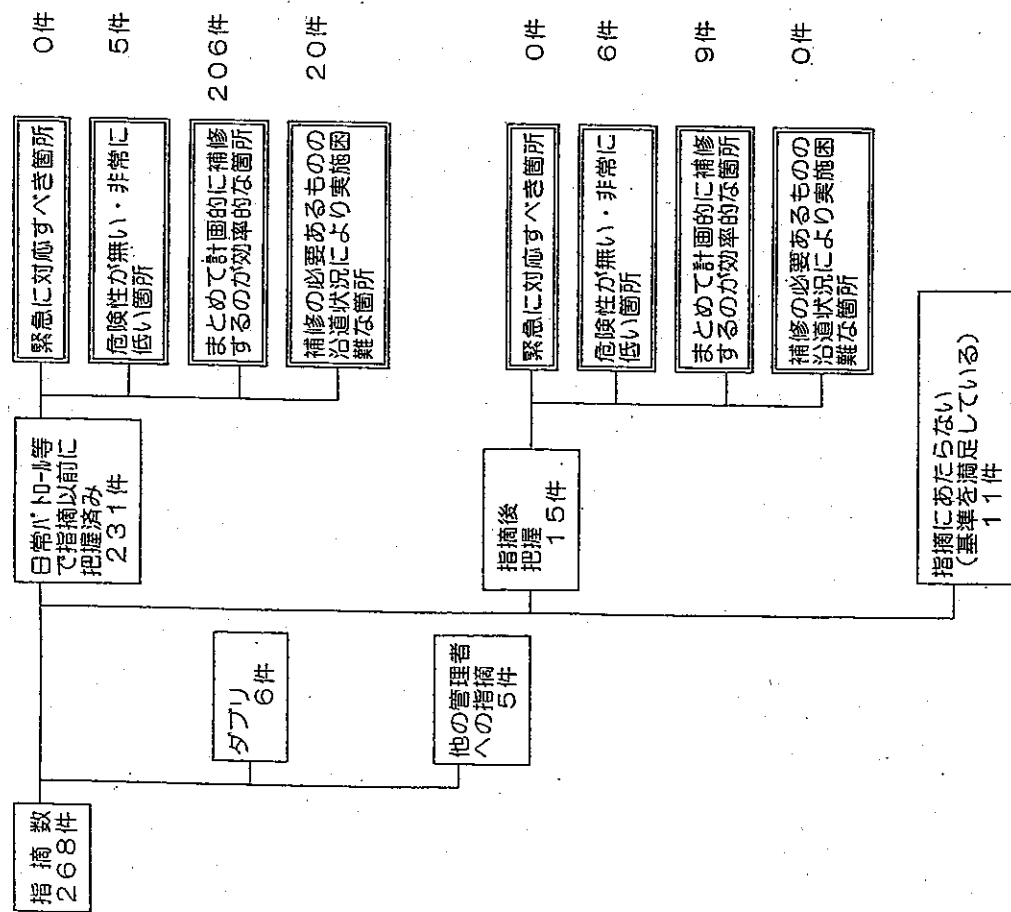
3 まとめ

今般の指摘事項は、①道路を含めた公物管理全体の中での道路管理(直轄管理)の水準、②地方道を含む道路管理全体の中での直轄管理の水準、③社会状況等道路管理を取り巻く条件に照らして現実的か否か等について、総合的な観点から判断すべきものと考えております。

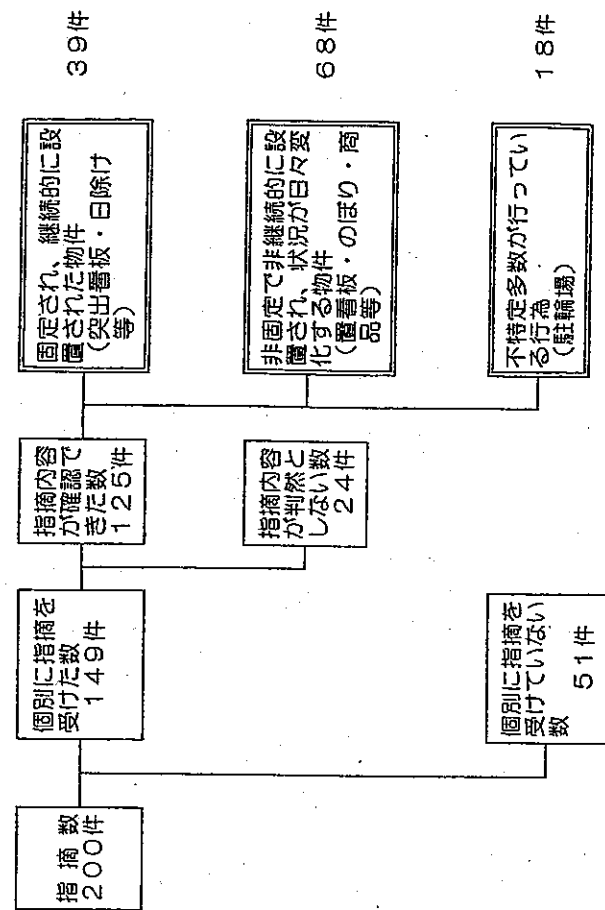
いずれにしましても、当局では、大阪府下直轄国道管理延長200kmの道路管理について、道路を常時良好な状態に保つとともに、道路利用者からの多様なニーズにも迅速かつ適切に対応すべく、限られた予算、組織体制等の中で鋭意努力しているところであり、道路利用者等からも、一定の評価をいただいているところです。

貴局におかれましては、引き続き適切な助言等をいただき、当局の道路管理の質の向上を図って参りたいと考えておりますので、ご理解いただきたい。

分類図－１（歩車道・施設関係）

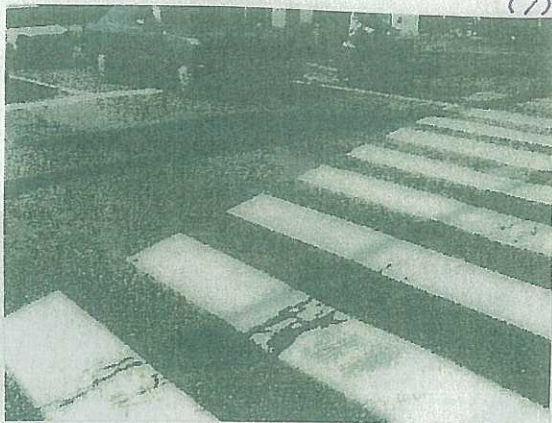


分類図－２（不法占用関係）

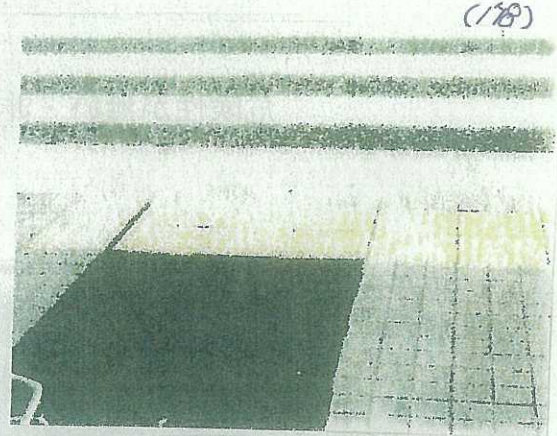


事前把握済み

危険性が無い・非常に低いもの



R1 枚方市宮之阪交差点
(断歩道のペイントが薄利)



R25 大阪市生野区源ヶ橋交差点
(仮舗装上に設置した仮の点字ブロックの定着が不十分)

まとめて計画的に補修



R25 中央区船場中央3交差点
(点字ブロック間に隙間がある)



R26 堺市安井町交差点
(案内標識108-BにR310が未表示)

補修の必要性はあるものの沿道状況により実施困難



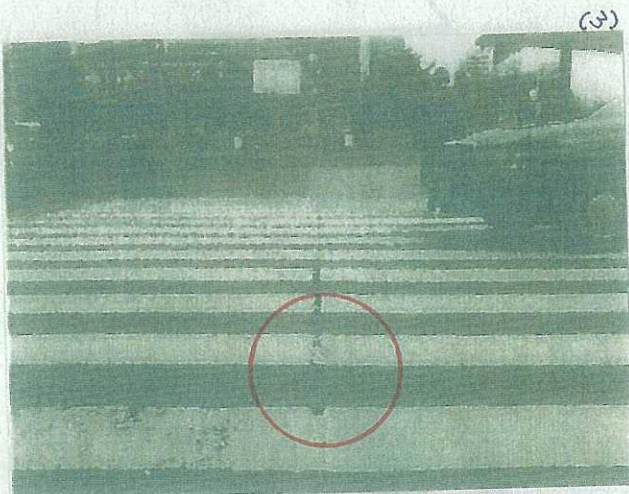
R26 阪南市鳥取中
(地形的に階段状の歩道)



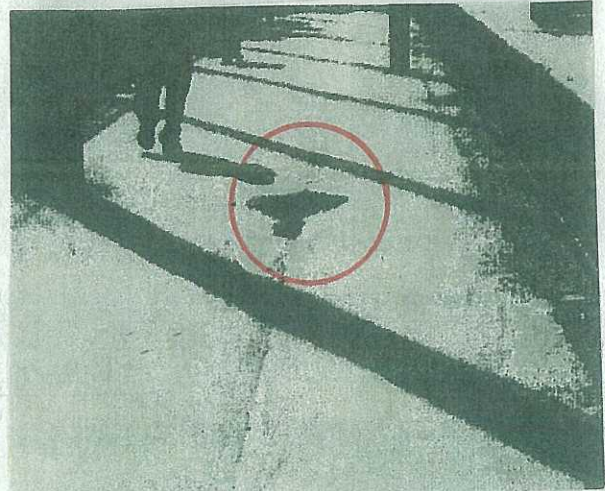
R25 八尾市太子堂交差点付近
(人家が密集し歩道が狭隘)

指 摘 後 把 握

危険性が無い・非常に低いもの

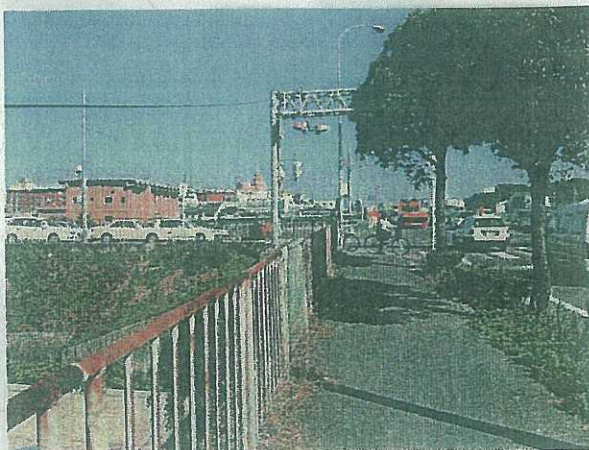


R 2 5 淀屋橋交差点（北区）
（車道の凹凸等がある）



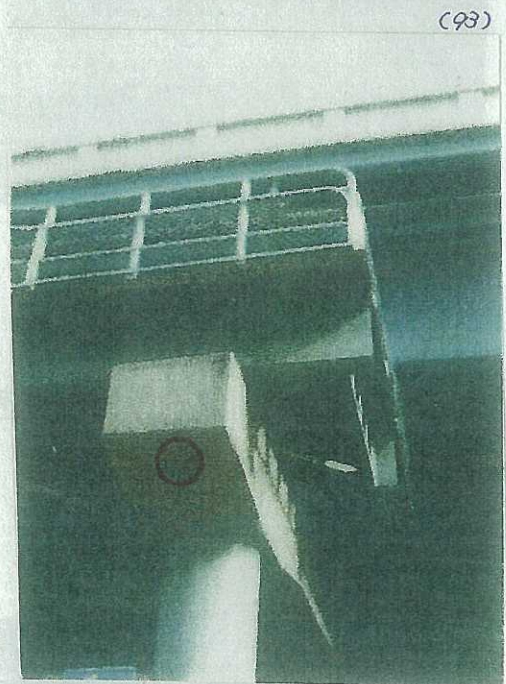
R 2 6 住之江住吉公園前
（歩道に水たまりができています）

まとめて計画的に補修



R 1 枚方市天の川交差点 付近

防護柵が錆びている。



R 4 3 港区安治川大橋

（橋の基礎部分のコンクリートが欠落している）

参考資料

大阪国道事務所管内における直轄国道の維持管理について

1. 管理区間

一般国道	1号	自：枚方市大字長尾峠町2923番1 至：大阪市北区梅田1丁目3番	30.8km
一般国道	2号	自：大阪市北区梅田1丁目3番 至：大阪市西淀川区佃町2丁目148番地	6.2km
一般国道	25号	自：柏原市国分東条町4306番4 至：大阪市北区梅田1丁目3番	27.8km
一般国道	26号	自：大阪市北区梅田1丁目3番 至：大阪府泉南郡岬町孝子1283番	64.1km
一般国道	43号	自：大阪市西成区出城1丁目1番 至：尼崎市東本町1丁目74番	9.8km
一般国道	163号	自：大阪市北区梅田1丁目3番 至：四條畷市大字下田原1153番	15.8km
一般国道	165号	自：大阪市北区梅田1丁目3番 至：柏原市旭ヶ丘4丁目1086番4	3.1km
一般国道	171号	自：大阪府三島郡島本町江川1丁目188番 至：池田市豊島南2丁目677番4	30.1km
一般国道	176号	自：川西市小戸2丁目318番 至：大阪市淀川区新高3丁目77番	12.3km
一般国道	481号	自：泉佐野市りんくう往来北1番 至：泉佐野市高松南2丁目6553番1	1.6km
10路線			201.6km
*異常気象時事前通行規制区間			
一般国道	25号	自：柏原市国分東条町（亀ノ瀬） 至：柏原市国分東条町	1.4km
一般国道	26号	自：大阪府泉南郡岬町深日（孝子峠） 至：大阪府泉南郡岬町孝子	3.6km
一般国道	165号	自：柏原市田辺 至：柏原市旭ヶ丘	0.7km
3路線			5.7km

*幹線共同溝

一般国道	1号	大日・守口・城東・梅田共同溝	9.2km
一般国道	2号	福島・淀川共同溝	6.8km
一般国道	171号	北摂第1共同溝	3.6km
一般国道	481号	第二阪和共同溝	0.7km
4路線			20.3km

*主要施設

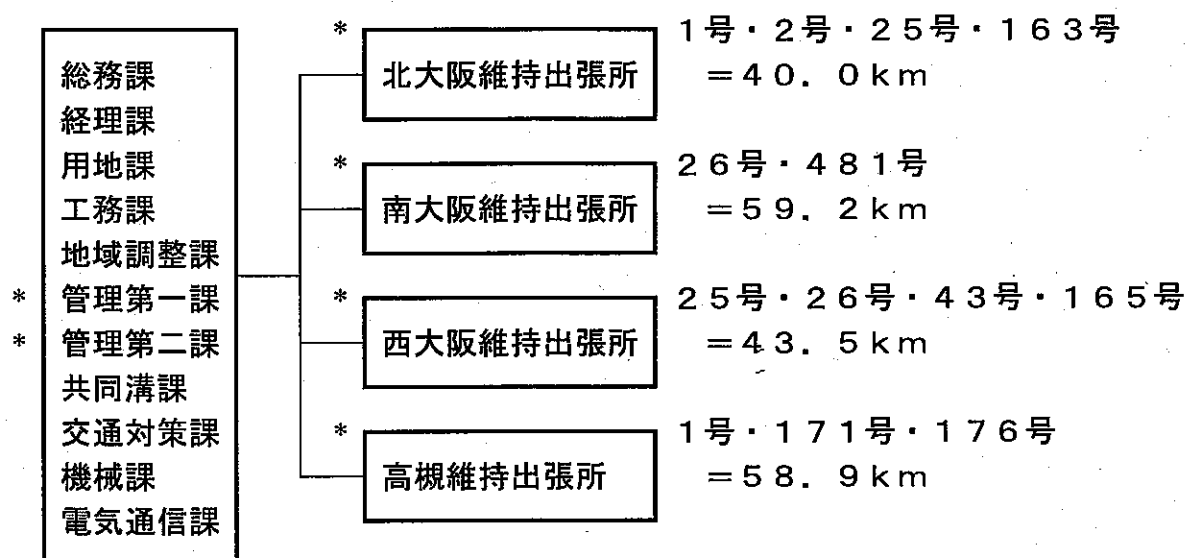
・車道舗装	3,353千m ²	$\Sigma L = 201.6 \text{ km}$
・歩道舗装	362千m ²	$\Sigma L = 191.3 \text{ km}$
・橋梁／高架橋	334橋	(15m以上、上下線1橋として計数)
・横断歩道橋	157箇所	
・トンネル	3箇所	$\Sigma L = 1,610 \text{ m}$
・地下横断歩道	51箇所	
・遮音壁	46.3Km	(延べ)
・防護柵	246.9km	(延べ)
・道路照明	8,543灯	
・道路標識	4,414基	
・道路情報板	64基	
・雨量計	6箇所	
・地震計	6箇所	
・CCTVカメラ	45基	
・防災法面	26箇所	
・街路樹(高木)	13,439本	
・街路樹(中低木)	336千m ²	$\Sigma L = 188.5 \text{ km}$

2. 組織体制

組織人員：11課 4出張所 102名

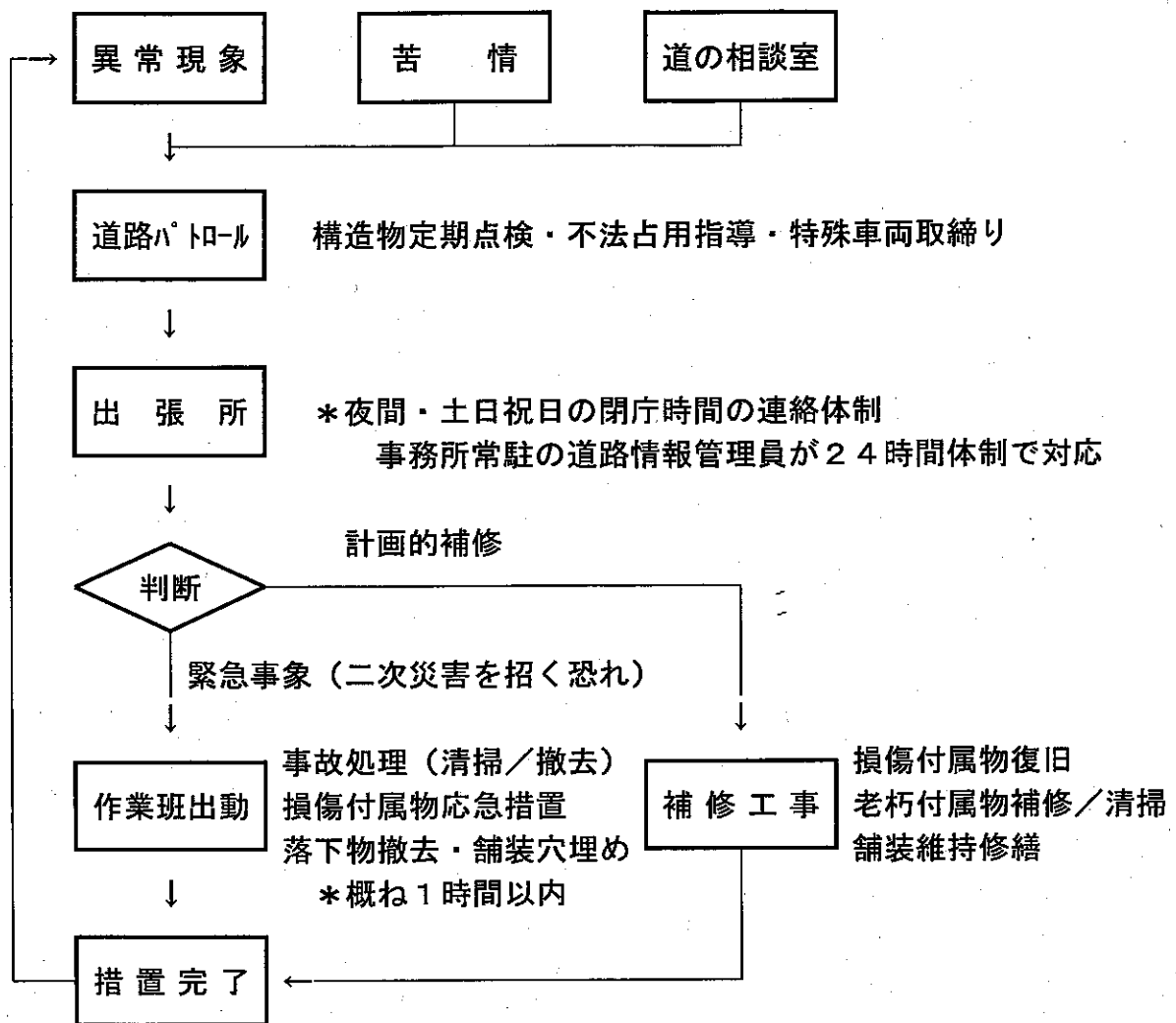
うち管理担当：2課 4出張所 41名

うち道路パトロール担当：4出張所 21名



注) * 印は道路管理担当

3. 日常管理体制



①道路パトロール 毎日1回（全区間） 日曜・祝日は休止

高速道路	直轄国道	大阪府
10回／日	1回／日	1回／週

②徒歩パトロール 2ヶ月から3ヶ月に1回（歩道部分）

③夜間パトロール 月1回（全区間）

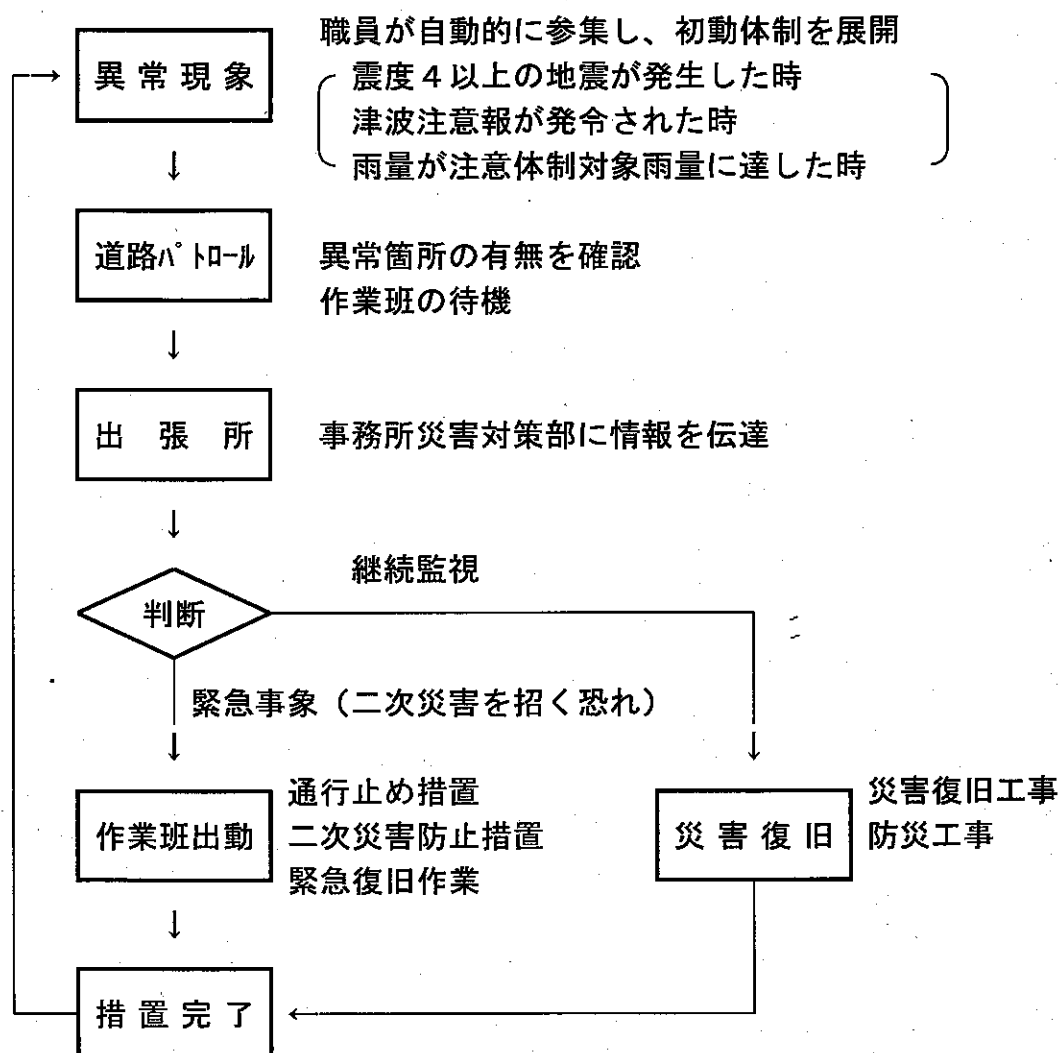
④構造物定期点検 年1回

⑤不法占用物件指導 月5回

⑥特殊車両取締り 月1回

⑦不法駐輪撤去 月1～3回

4. 災害時体制



■災害対策実態（平成15年11月30日現在）

- ①平成15年 5月30日 台風4号（体制発令時間＝19時間）
- ②平成15年 8月 8日 台風10号（体制発令時間＝19時間）
- ③平成15年 8月14日 大雨・洪水警報発令（体制発令時間＝18時間）
- ④平成15年 9月12日 フロ野球優勝決定に伴う御堂筋対策（体制発令時間＝5時間）
- ⑤平成15年 9月13日 フロ野球優勝決定に伴う御堂筋対策（体制発令時間＝5時間）
- ⑥平成15年 9月14日 フロ野球優勝決定に伴う御堂筋対策（体制発令時間＝4時間）
- ⑦平成15年 9月15日 フロ野球優勝決定に伴う御堂筋対策（体制発令時間＝17時間）
- ⑧平成15年10月26日 フロ野球優勝決定に伴う御堂筋対策（体制発令時間＝4時間）
- ⑨平成15年10月27日 フロ野球優勝決定に伴う御堂筋対策（体制発令時間＝5時間）
- ⑩平成15年11月 3日 阪神タイガース優勝パレードに伴う御堂筋対策（体制発令時間＝5時間）